寄附金等取扱規程

（目的）
第１条　この規程は、定款第６条第３項の規定に基づき公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この規程において、寄附金とは県民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、もって県民スポーツの振興を図ることを目的として民間企業、団体、個人等から受領する以下の寄附金品をいう。
⑴　スポーツ振興事業賛助金
⑵　体協懇親ゴルフ大会チャリティー金
⑶　その他

（寄附金の募集）
第３条　本協会は常時、寄附金を募ることができる。
２　寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第４条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

（趣意書）
第４条　スポーツ振興事業賛助金を募集するときは、趣意書を寄附金の対象者に交付しなければならない。なお、趣意書の交付にあたっては、毎年総合企画・財務委員会の承認を得なければならない。

（免税取扱い）
第５条　スポーツ振興事業賛助金は、法人税法第37条第３項第３号及び法人税法施行令第77条第２号により、免税扱いの対象となる。

（受領証等の送付）
第６条　スポーツ振興事業賛助金の受領証は、郵便振替払込請求書兼受領証をもってこれにかえる。
２　免税を希望する者と企業には、領収証を送付する。

（寄附者への謝意）
第７条　スポーツ振興事業賛助金の受領に際し、次に掲げる場合においては、感謝状を贈呈する。また、寄附金額に応じて寄附者に特典を付与することができる。
⑴ 10年間、継続して寄附金を納入したもの。
⑵ 新規に寄附金を納入したもの。

（寄附金の指定）
第８条　寄附金品であって、寄附者の指定のあるものはその指定に従う。

（報告）
第９条　寄附金の結果と使用の状況を事業報告並びに収支決算書とともに、理事会で承認を得なければならない。

（個人情報管理）
第10条　寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

（その他）
第11条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が別に定めるものとする。

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
（平成 24 年 3 月 21 日理事会議決）
2　平成 31 年 4 月 1 日　一部改定
3　令和 4 年 3 月 25 日　一部改定